

社会変動の体系的考察のために

蔵 内 数 太

要 旨

ここで社会変動というのは全体社会の変動のことであるが、全体社会はコミュニティーを基礎としながら、特有の構造と統合をもつ社会である。全体社会のいわば全体性は分業、階層と階級並に国家的体制によって支持され、その社会性は様々なコミュニケーションによって支持されている。その変動は全体社会の持続的な側面即ち体制の変動としてとらえられるが、変動を来す集団的要因は特定の国家体制に先行した要素的集団即ち前集団と、その体制の用具として成立した役割集団、並に体制にとって事後集団である後集団である。これは右のコミュニティー、構造、コミュニケーションの三要因に対応し、それぞれ退行、逸脱、抗争の典型的な行動のパターンをもつ。これらのことについては別に論じたことがあるので、ここでは変動過程そのことについて論じようと思う。

社会の変動は人間の行動に由来するが、行動のもとづく人間の意志は物的より精神的まで幅が広い。この意志に影響する要因には自然現象の変化のように社会に外在するものもあれば、伝統のように内在するものもある。これらの諸要因に規定されて意志決定が行われると行動となる。しかし変動に有意義なような行動は衆人の行動であり、これはその場の法則に支配される。そし社会化された意志が問題となる。ところで社会の変動とは社会の持続的な側面としての体制や制度の変動である。そこで制度のプロセスが問われなければならない。社会の変動を以上のような諸フェースに分けてその体系的な概

念枠をつくろうとするのがこの論文の趣旨である。同時に変動に関する従来の様々な理論への接触点を本文の中に含めたいと思う。この問題についても以前に発表したのが、重要な点の分析を欠いていたので、ここに改稿することとした。

一 意欲と社会力

社会の変化をになう者は固より人間の行動以外の何ものでもなく、人間という主体をはなれて社会的因果は考えられない。社会変動の直接の動因は人間行動の直接の先行事実としての心的事実、特に意欲的なものにとめられるべきものである。意欲については、このばあい目的による区分が問題となる。そこで次の三種の意志が挙げられる。第一は人間の生物学的存在性に直接結びついて起る意志、即ち物的価値に向う意志であり、第二は心的・集合的生活を営む生物に必至な、集合的生活に直接に関連した意志としての社会的意志（群居、権力、服従）であり、第三は自律化した精神的価値を追求する人間的・精神的意志である。もちろんこれらの三種の意志の区別は抽象的であって、現実にはそれらは相結合して複合的な意志を構成している。この場合、社会学の立場で重要なのは、社会的意志の役割である。この社会的意志のもとづくところの集合的生活をはなれては、物的意志や精神的意志の事実上の意義を理解することは出来ない。物的意志は個人においては強烈に作用するが、同時にまた動揺的な不安定な意志である。しかし社会生活においては、即ち社会的意志に結合する場合には、それは通常抑制せられ、安固に秩序づけられる。（勿論その充足が甚だしく拘制されるときには、それは、拘制に対する反抗

と自己主張の強い集団行動の原因となる。逆に精神的意志は孤立的個人においては萌芽的存在である外はないであろうが、社会においては、ただに促進され、展開させられているだけでなく、社会的意志と結合することによって極めて強力な社会原力となり得る。

意志は物的、精神的、社会的のいずれの意志にしても、後にのべるようにその社会における在り方、特に社会化された形態における在り方において問題となるのであって、意欲が社会変化の直接の動因と考えられるのは、おもにこの社会化され、客観化され、強化された形態においてである。ところで、意志が社会化され、客観化されるには個々人の社会的意志が推進力となるが、また社会の場の特有の法則や社会力と云わるべきものが作用している。社会力は意志の内容を具体的質的に規定しているところの時代の、社会の、一般的価値基準、中心的「態度」にも具体化している。態度は意志的なものであるが、それは複合的に構成されており、そこにおいて右の物質意志、社会的意志、精神的意志の有する意義は、それぞれ社会的、時代的に制約せられている。目的合理的に行動する傾向、伝統的または価値合理的に行動する傾向のどれが支配的となるかは一定ではない。そこで同一の客観的事情に対する人々の意志的反応は時代的に、また社会部分的に、さまざまであると云う結果となる。

二 外在規定

社会の変化を結果するような意志の生成を制約する因子はこれを「規定」と呼ぶべきであろう。この場合の規定はまず社会的因子に対して外在的な因子であり、当該社会の法則とは別個な法則によって支配されている領域に見出されるものである。その第一は自然的環境の事項であることは云うまでもない。但し自然的環境——風土などは持続的要因であって、社会の永続的性格の構成に対してはともかく、社会変化に対する関係においてはさまで重要なものとは云いえない。尤も長期にわたって見れば風土の変化も云えるであろう。この場合には自然的環境の社会変化的意義が顕著と

なると云える。ハンティングトンは「文明と気候」でカリフォルニアの巨樹の年輪より得た気候の湿润と乾燥の曲線に地球上の同一地帯の社会の盛衰興亡の曲線を対応せしめた。第二に社会の生物学的方面の特質、特に人口の事情が挙げられる。人口の量や密度の推移は、逆に社会的に制約されている関係を有しているものの、またそれ自体独自の生起の分野をなしている。デュルケムの社会形態学説が特にこの事項を重んじているのは周知の通りである。また高田保馬博士も社会の「量質的組立」をもって社会変動を支配するものとした。第三に人の個性が挙げられる。個性の形成もまた社会に負うことは云うまでもないが、同時にそれが剩すところなく社会に還元することができないことも言を俟たない。従ってこれまたいわゆる社会因果の外在的因子として考えられるべきであり、それが社会の変動に対し一つの役割を演ずるとしたならばここに云う規定のなかに数えてよいものである。最後に外部の社会集団が挙げられる。これは特定の集団に対して独立の生成体と考えられる限りにおいて、規定因子に加えられるべきものである。しかしこの外部集団は、それが問題の集団と接触関係にある場合において、しかもこれとの接触の仕方において問題となることは云うまでもない。ウォードが「純粹社会学」で社会構造の平衡をやぶる要因、動的原理の一つとしたポテンシャルの差異ということは、外部集団との接触、文化交錯において主に現れるものとされている。

以上の四種の事項はそれ自体社会的に規定はせられるが、しかも社会的なもの、特に特定の集団の生に解消し得られない独自の法則性をもっているものであり、いわば独立の変数である。吾々は一つの社会の自然的環境の変化を、その人口の動態を、つぎつぎに出現するその成員の個性を、その周囲の社会の動向と生活内容を、剩すところなくその集団の法則性に解消することは出来ない。従ってそれらはその集団の社会的因果系列に作用はするが、しかもそれに外在的なもの、即ち規定乃至環境として数えられなければならないのである。

もろもろの規定は意志を通して社会力に結合して社会に内在化する。即ち社会的事物に転化する。社会内事物には個人的並に集合的意志とか、文化とか、社会構造とかの種々のものが含まれるが、それらのものの間の複雑な関係を通じて規定は社会の変化に参加するのである。

この規定の意義に関しては、周知のようにしばしば一義的な歴史法則の提説がなされているが、科学の課題としては、先ず具体的な歴史に就いての綿密な分析が指示せらるべきであろう。特に社会学において一般的に論ぜられるべきことは何であるかと云えば、それは人間の行動によって生起する「社会的」な因果である。

三 内在規定と意志規定

社会的な因果系列は云うまでもなく人間の行動によって動いているが、社会の生起は物的法則のような社会に外在する力と社会という場の法則と人間の意志などがそれぞれ独自の法則をもちながらも互に適応して単一の過程となっているものである。この適応は「集団の創造的経験」(マキニャー)と云えようが、その過程の中心は人間の意志決定にあるといえよう。社会変動は行動の理論を中心にしないでは論じ得られないわけである。

ところで意志決定と行動を個人の上で考えると、そこには個我の関心とか、集団的規制とか、精神的価値観とか、意志決定に影響する種々の要因がある。集団の中では個人は自己の欲望のイメージを単純に追求することは出来ない。自分に外在するものからくる要請との間に調整を求められ、またそこに利用の手段を見出すからである。第一に人が自然の条件のため新しい問題状況に置かれ、この上で何等か物的目的を追求するような場合は、当然物的法則に順応し、これを利用しなければその達成は不可能である。この順応の直接の対象であり、それを媒介するものはその社会、時代に内在し共有されている物の法則に関する知識と技術の体系—物的文化である。第二に人間にとっては精神的(倫理的)価値や宗教的信仰から演繹される行為の仕方への要求がある。これと矛盾する目的や行為はこれとの間に調整が計られな

ければならない。この場合も精神的価値観や信仰は人がその社会の精神的文化に参加し、これによって育まれることから得ているもので、純然たる個人的意識事実ではない。しかしこれらの精神的価値観や信仰の道理は吾々の内的生活そのものを構成しているもので、或目的を追求する場合に物的法則に従うということと精神の法則に従うということとは行為に対する関係は同一ではない。物的法則に従うのはただ手段の意味においてだけであるが、精神的価値意識は目的の選択・形成そのものに影響するからである。しかしこの両者を次の社会的要請の拘束に比較すると、ひとしく客観的な「理」の制約としてそれと区別される。人々の行為を決定する要因として社会学上特に注意されるのは自明的に社会的要請である。個人に向けられる社会的要請には二つの種類がある。一つは集団の各成員に共通になされる要請である。これにも集団が全体としての資格において成員に行う制度的規制と、集団の多かれ少かれ多数の成員によってになわれているある動向とか潮流とか云えるものがある。古くより用いられている言葉でいうと、前者は「法」後者は「勢」といえよう。社会的要請の第二は集団の成員が個別的に受ける社会的要請である。これは個人の役割に対する社会的期待であるが、これも二つの場合を含む。第一は集団のフォーマルな役割体系の中で個人が受ける社会的期待という拘束であり、第二は個人が一つの個性的人格として、したがって他人によって代替され得ない存在として受けている社会的期待である。このような個別的に与えられる期待の拘束によって人々の社会的存在はそれぞれ運命的に方向づけられる。これは「命」と名づけられよう。

このように個人の意志形成に影響する諸要因には、(一)本来社会に外在する法則性であるが文化の内容となって社会に内在するに到ったものと、(二)本質的に社会内在的なものとがある。また(一)個人の意志の内容そのものに入り込むものと、(二)その遂行の手續に技術的に影響するものとがある。前に挙げた規定はこれらの要因のそれぞれに関係してくるものである。例えば石油資源の発見はその利用に対する意欲を惹起するが、利用の新技术の

発見が資源の探索の動機ともなる。エリートの個人的人格から展開してきた社会の精神的態度も物的生活の向上に対する意欲の形成に影響するが、自然の新利用による物的文明の進歩も精神的態度を規定する。外部の社会の在り方が直接にそれに対する人々の態度を決定するが、その文明の成果の内部に移植された形態を通しての目的合理的技術体制や精神的価値態度や法的体制への影響もある。人口の密度の増加は地域社会の構造を変化させるが、また人々をセンシティブにし、競争的にすることによって意欲と行動に影響する。いづれにしても問題の社会に外在的に生起している規定はさまざまに社会に内在化される過程を通して社会の変動に意義をもってくるのである。

四 意志の社会化

意志の形成はこのように複雑であるが、同時に共通な環境、共同な技術的、価値的体系は人々の間に共通な意志を形成させてくる。そこで社会の意志的状况はディストリビューティブな構造をとってくる。それは若干の部類には共通であるが、全社会には普遍化していないところの複数の意志の共在と規定出来る。社会の変動は当然新しい共同同志の形成と云うことと様々な共同意志相互間の葛藤抗争という二つの段階をもつこととなる。

「法」の維持に結集する意志は何等かの意味で体制維持の意志であり、「勢」をつくり、これに合流する意志は反体制的と見えると云うことから、勢による法の変革として社会の変動は考えられるが、抗争の事実を考えると、それは必ずしも常にそうではないと云わなければならない。社会の変化は単純な勢力交替ではなく、複数の力の間の関係から意図を越えた結果となることも極めて普通である。

(a) 意志には単に個人的・特殊的なもの、個人的ではあるが多数の人々に共通なもの、多数人の意志が結集されて社会化され、客観化されているものの区別がなされ、また内容の上より、物的なものと社会的なものと精神的なものと、或は独占的に享受される対象に向うものと連带的に享受出来る対象に向うものとの区別が出来る。社会変化

を推進するものは、単なる意志ではなく、何等か社会化され、客観化された意志である。それは *volonté de tous* のようなものではなく、「一般意志 (*volonté générale*)」的なものである。このような意志に対する個人の関係には、長い沿革をもち客観的に構成せられているところの意志に人々が漸次に参加すると云う場合もあれば、また或個人の意志であったものが比較的急速に社会化されて行ったと云う場合もあり、更に多くの人々に共通し、しかも各人に私的に把持されていた意志が、一朝にして社会的に結集されたと云う場合もある。意志は社会化する前に、形態化せられる。タルドの言葉で云えば「欲」が「信」と結合した「発明」の形をとる。これが社会化されるとは相互作用や「模倣」によることである。

意志が社会化されることによって社会化の因子となり得ることは、理論的にはこれを次のように分析できるのである。先ず一つの意志が単に多数の人々の意志であるにとどまらず、結集されて集団的、客観的意志となる時は、それは超個人的意志として強力な本質のものとなる。たとえば、自己の集団の存立に寄与しようとする意志は、個人的には必ずしもその生物学的諸本能の強力なのに及ばないが、それが同じように人間に本有な集団生活において結集されるときは、極めて強力な集合的行動の原因となる。また或種のその本質上個人本位の意欲で、人々に共通ではあるが社会的にむしろ秘められたような意欲は、社会的に大きな役割を演じ得ないが、例えばこれを制御するものへの反撥などの形で社会化される時は、激烈な作用を営むことができる。

(b) 集団的意志は単一でなく、一の集団的意志と他の集団的意志との抗争と云う過程が大きな変動の動因となる。意志の抗争は意味的にはその相互の否定であるが、社会学的にはヴェントの対照強化の法則に類する対立による激化と、抗争の事実そのことの営む役割が問題となる。抗争とか競争とか一般に人間関係の場の論理の独自の意義が無視出来ない。

(c) また社会化された意志は客観化され、形づけられた意志であるから、個人はそれに対してその受容者・支持者・遂行者の性格をとり、意志

は個人の情意の動態より何程か自律化して自己を主張することとなる。形態づけられた意志、即ち意味的・思惟的な構成をもつ意志は、それ自体のうちから展開する可能性をもつ。具体的に云えば特殊な問題に関して構成せられた意志から、この特殊な問題を越えた意志が展開して来ることが可能である。このことはいわゆる「主義」とか「思想」とか云われているものにおいて、特に明瞭な事柄である。

五 変動の当体

多かれ少かれ社会化された意志にもとづく人間行動は社会の変遷を結果し得るが、このような意志の生成と展開、それら相互の交渉は社会の変動の純社会学的側面を説明するものである。しかしそもそも社会の変動とはどのようなことであろうか。凡そ変動ということは持続性のあるものに就いて云われる。不断に動揺しているものに就いては特に変動を云うを要しないからである。社会集団はその成員相互の「吾々の」融合と客観的に規制せられてあるということ、即ち「同」と「制」の二つの要件を有するものである。そしてこの制は集団の客観的に見られる安定と自己同一性の基礎である。全体社会についてもその持続性や自己同一性を特に支持するものは秩序の面であると云えよう。共属の心理的状态は個々の成員において不断に動揺しているが、この動揺にも拘らず、同一の秩序が再生産され、持続している限り、社会には変動はないと見られる。これに反して秩序に変動が来れば、社会はその程度において推移していると云わなければならない。但し全体社会の秩序は、その部分社会よりの複雑な構成に応じ、複雑な分枝を有しており、短期間にその全面的交替というようなことはあり得ない。社会の変動と云うことは問題とされる社会そのものの秩序の中に就いて比較的根本的であり、重要であるものに関して云われるのである。

コミュニティが異なった世代を同時に含んでいるように、歴史的な社会としての全体社会は「異時代的なものの同時代性」をその特徴としている。そこには古くから安固な持続性をもちつづ

ている集団や組織から、つくられてはたちまちに消滅してゆくそれに至るまで、また時間的に遠く離れた処に成立した文化から、同時代人の創造になる文化に至るまで、さまざまな背景をもつものが共存している。持続的なものと変化的なもの、不易と流行との具体的割合はそれぞれの社会で同様であり得ないが、この複雑な要素の共在ということは全体社会の原則的事実である。ところで全体社会の変動ということは比較的持続性ある要素における変化であり、また全体社会の全体に対して有意義な変化でなければならない。ここで全体的に有意義な持続的要素と云うのは二つのものを包括している。一つはその事実が単に時間的に持続性が大きいというだけでなく、他の大部分の諸現象に対し根本的であり、制約的意義をもっているということである。このような社会的秩序として従来挙げられているものに一方に政治的制度、経済的制度、血族の制度等があり、他方に人口の都鄙配分、エコロジカルな秩序、その他がある。そのどれが最も重要であるか、或は歴史の究極の原因は何かという問題は、今独断的に論ずべきでないことは勿論であって、これらの諸秩序がそれぞれに社会の大きな特徴となっていること、一の社会全体に規定的意義をもち、他の多くの諸現象がそれより発生し、それによって一定の社会状態が成立していることは疑えない。その規定的意義はたとえば法秩序が一定の行為の形式を人々に反復せしめているように、行為の方向を規定する場合と、都市的共存が人々の活動を活潑にしているというように、行為のインテンシティーに作用している場合が含まれる。いずれにしてもこのような社会の秩序が存在する限り、そこに社会変化の当体を見出すことは差支ない。そして近代の全体社会は国家という政治的統一をもっていることが常態であり、また国家の法は社会生活のあらゆる部面に関渉しており、国家の法は本質的に整一的行動の再生産に向けられているものである意味において、社会変動は国家の制度変革を目安として問題とされることが最もまじしい。第二に着目される持続的全体社会的事実は右の第一のもののようにその規定力によって全体的意義をも

ってくるものでなく、諸種の現象に共通に、その社会に普遍的に与えられている事実——型の統一である。例えば機械的合理主義は近代社会の政治・経済・思想・学問・芸術のあらゆる面にみとめられる普遍的現象であり、統一的な型である。このような統一的性格が根本的には何によるかは説明の問題である。社会学的観察はこの与えられた事実の推移を全体社会の変化の指標としてとることができる。

歴史的な全体社会の変化を来たす諸々の因果の関係を包括的に取扱おうと思えば吾々は第一にその社会とは独立な法則によって生起している諸現象——既記の規定の意義を問題にしなければならないし、これに規定されて生起した——社会に内在化している諸現象を問題としなければならない。しかし理論社会学で中心的な問題とすべきは社会変化の純社会的・人間的側面であり、全体社会の人間組織的側面である。例えば経済生活に織りこまれている自然法則や科学技術は一時考察の外におかれねばならない。一定の種族や血族関係は一の社会に性格を与えているがそれ自体は全体社会的組織ではない。或は型の統一の現象はむしろ文化社会学に固有な問題と云えよう。このようにして理論社会学は社会変化の問題を主として規制的・法的秩序に表現されている社会変動にしばらくすることが望ましいと云える。

変動の当体は社会の秩序の側面であるが、秩序を個々の成員の内で作作用している姿でいうと規制である。規制とは成員に対する集団の全体性の作用に就いて云われたものである。規制をそれ自体として、目的または機能の体系としてみると制度である。制度は意味的な行為の体系——役割と役割にとともなう行為の仕方の体系であり、機能的な単位である。この制度を全体的にとらえ、社会そのものの形容としてとらえると体制といわれる。体制は社会の存在の姿そのものである。

社会の変動はこの体制の変化として、実質的には制度の変化として、容観的にとらえられる。それぞれの制度のもつ意味は社会を構成している人々の意志生活によってになわれている。一の制度がこれこれの内容のものであることは、このよう

に人々が意欲し、承認していることに外ならない。制度は意志が社会化されることによって限定せられ、また客観化され、強力化されたところに成立しており、社会的、具体的となった意志であると云える。それは行為の規準として人々の恣意を制約するが、しかもそれ自身また欲せられ或は承認せられた意味である。要するに制度は三箇の属性をもっている。第一は社会成員のそれに対する意欲と承認であり、第二は制度それ自体の体系における客観性であり、第三は社会の個人への関係を示すその規制性である。そこで個々人において普遍的に強い意志であるところのものが、直ちに強力な社会制度として現れるとは限らない。各人に共通な強い意欲でも、社会的結束に悪影響するようなものは、社会化され、制度化されることが強く拒否せられる。社会はこのような制度を内包することによって一定の状態を再生産する。ところで制度を内在化させている全体社会は動的、多中心的社会であって、制度はたとえそれが全社会に関するものであっても、全成員に、全社会部分に均当または完全に支持されてあることはあり得ないであろう。全体社会は多かれ少かれその制度より離反する行動を含んでいる。全体社会の体制にはこのような離反と偏差が結合している。デュルケムが犯罪はノーマルな社会事実であると言った趣旨はこのことに関係する。

六 制度の過程

制度は社会における持続的要素であるが、社会の生と制度との関係を一般的に分つと、次の三となる。第一は制度の生産であり、第二は制度の再生産、即ち持続であり、第三は制度の解消と廃棄である。この第一と第三の過程が結合して社会変動を構成するが、変動論は当然相関的な第二の過程をも顧慮しなければならない。

およそ制度は社会生活の必然的所産であるが、その機能は人々の活動を統一し、その行為に規準を与え、調和的・効率的な共同生活を結果することにあることはいうまでもない。制度の生産される形式には、自然的な場合と、この基礎による人為的な場合とがある。制度は根本的には集合生活

そのことよりして、従ってその個々人の生よりしては理解出来ない仕方で成立する。集合生活における新しいものとしての制度の自然的生成の仕方を人は時に「創造的進化」、「創造的綜合」の言葉で呼んだ。

制度の人為的生産はこの自然的な社会的生成の基礎の上に行われ、個人的な思慮や衆人の討議の結果の意識的採用や承認による。歴史的な社会においては何等かの既成の制度が新制度の前提となっているから、新制度の既存のものに対する関係はさまざまである。即ち新制度には既存の制度の細目的展開として考えられるもの、その修正として考えられるもの、その破壊につぐ建設として考えられるものなど種々の場合がある。

ところで一度成立した制度の持続即ち再生産にも、また人為的な仕方と自然的な仕方とを挙げることが出来る。一つの制度が、その目的とありかたにおいて存続に値するものであると感ずる人々はそれを意識的に、直接に支持し、それに進んで順応しようとする。ここにはまた一度成立した制度は事実の規範化の法則によって自律化し、自己目的化する傾向をもつということが加わる。それは個人的に言えば自己の目的に反しても制度には順応しようとするリチュアリスティックな傾向であるが、社会的に言えば、社会の基本的な制度は一度それが確立し、自明的となると、諸種の文化がこれに結合し、これを反映することによって、これを強化して来るようなことである。人為的並に自然的な制度持続には更にヴェントのいわゆる目的異化の法則によるものを加えて考えることが出来る。これは一つの制度が存続の間にその本来の目的とは異なった目的のために支持せられるようになる場合である。これは直接支持と自律化との中間的な仕方を示す。

これは制度が生産され、積極的に肯定される仕方であるが、社会が制度を内在させている仕方は、前記のように、その成員のことごとくがそれを積極的に支持するというように行われてはいない。一つの集団の団結がその中核の分子、同伴者の分子、潜在的、顕在的な離反的分子によって現実にはしばしば成立しているように、制度の支持

の状況も各成員について一様ではない。特定の制度を積極的に支持する分子、消極的にそれに順応する分子、その解消、廃棄を欲している分子など異質的分布を示す。ただ社会の全体相について少数者の否定にも拘らず、制度が肯定されているところに、社会の体制の持続がある。体制はこのような内部緊張をはらんだ動的なものとしてとらえられなければならない。

一つの制度が社会の生にとって不調和となり、無用となると、それに対する支持は失われて、制度の廃棄が起る。このようなことは、規模の大小を問わなければ、極めて普通に起っている現象である。しかし社会の基本的、支配的制度に対する否定は、その存続に利益を有する社会部類とそうでない者との間の特殊な社会的抗争への発達を通じて、一般的に深刻な社会過程を意味して来る。その否定が現実化すると体制の変化となる。制度の解消の仕方は形式的には二つに分れる。一つは制度を支持している力の後退であり、一つは制度の破壊である。前者の場合においては解消は漸次的であるが、後者の場合は突発的、激变的である。

注意すべきことは、制度の廃棄ということは、これを物的事物のそれと類比して考えてはならないことである。制度は人々の社会的意欲と承認において存立しているものであるから、意欲と承認の裏づけを失った制度はすでに制度ではなく、その廃棄もあり得ない。廃棄ということは、社会的に従って何等かの仕方で自分も参加して支持している制度を、より強く支持している他の社会化された意志によって否定することを意味するものである。そこでこの意味の廃棄が完了するまでは、人々は一つの制度に個人的に、社会的に反対しながらもその支持再生産に協力しているという関係にある。しかし激烈な破壊をとまなっている革命においては、大衆がいわば社会人より自然人に後退している時においては、既成制度の支持は勿論極少となり得る。一の制度に対する支持は個々人によって異なるだけでなく、社会を構成している異質的部類によって異なるが、制度の否定も個々人がそれぞれに行う場合（投票のように）と集団化して行う場合とを含む（革命集団）。後

者の場合でもその集団の信条は全体社会への帰属意識、したがってその何等かの制度の支持に下屬しているのである。執れにしても制度に社会の成員が一方では内在し、他方では外在することは、制度のありかた一般の性格といえよう。

社会の生は流動し、人間の意欲は動揺的であるが、既記のように制度は固定化し、自律化する傾向をもつ。固より制度は本来単一の具体的事情のために生まれるものでなく、幾多の場合に対して普遍的に有価値であるように成立しているものであるから、制度に生そのものと同様な流動を期待することは、不可能であるだけでなく、必要でもない。そのようなことは却って制度本来の機能を失わせる所以となる。しかし、「天下の制度全利にして無害ということは道理上ない」、問題はその利害の「分数」であると朱子は言った。社会の現実との事情と制度との間は、変化的なものと安定的なものとの関係であるから、そには当然に不調和が生まれて来る。そこでこの矛盾がある量にまで発展すると社会の変化が導かれるとする見解が当然生まれて来る。生産力と生産関係の矛盾化に社会変化の機制を見出す唯物史観というまでもなく、たとえばマンハイムが示唆したことがあるような、人間の社会的上昇欲の量と社会における地位の量との不調和化の動学、オクバーンの物質的文化と非物質的文化、適応文化との発達の不均衡と文化停滞の説などそれである。この場合規範論の見地で言えることは、制度はその社会の生の現実に対して有する関係において常に吟味され、これに調和させられなければならないということである。このことが真に遂行されると、社会の急激・破壊的な変動は避けられるであろう。このような事が社会にとって本来、または永久に、不可能であると考えすることは、人間社会を機械的に、非歴史的に考察するに過ぎることとなると思われる。集団、殊に大きな集団はその営みに一種の「硬直性」をもつものであることは云うまでもないが、しかし、また高度に目的々な組織である近代の国家に、柔軟な応化力を原理的に拒否することもできないと思う。近代国家における知識階級の独特の役割を強調しているマンハイムの所説はこの関

係においてやはり研究せらるべき見解である。

七 体制の副次効果——積極法則と消極法則

体制や制度は社会変動の当体であるが、それはまた社会の成員にとっては内的な環境要素である。社会に内在する要素が個人の意志決定に当りどのような意義をもつかについては前に触れた。制度は変動の当体としてにとどまらず、変動の要因または動態的效果をもつ因子でもある。この意味において、制度は墮性の法則、即ち積極法則と、反動の法則、即ち消極法則の二つの観点から見られると思う。スペンサーは社会事象における結果の複数性という原理を重んじたが、およそ一つの制度はそれが期待している結果と共に、多くの副次的結果の原因となり得る。制度のこの積極法則について特に指摘されるべきことは、特定の事柄に関する制度の含むある意味が一般化せられ、これが社会に適用され、妥当して行くことである。一般化には(一)論理的な場合と(二)心理的な場合とがある。前者はまた原理化である。それは特定の具体的事情に関する制度の意味が抽象化され、原理化されて広く他の事情に関しても適用されるようになることである。後者の心理的一般化は特定の具体的事情に関する制度が、人心に一定の習性をはぐくむことによって、影響力を拡大することである。これはなかなづく若い世代との関係において重要な意義をもって来る。

次に消極法則とは、一つの制度が逆にこれを否定し、これに抵抗する要因を発生させて来るということである。制度の存立、体制の状態は社会的・一般的なものへの個人の従属であり、個人の特殊な要求と更に普遍的・感性的欲望の拘束を意味する。拘束された欲求は制度に対する潜在的な反撥として残る。このエネルギーがある量に達すると、或は何等かの原因によって制度的拘束がゆるむと、その制度に対する顕在的な否定、反撥作用の原因となる。制度の積極法則は社会の静かな変動をひき起すが、消極的法則は急激な変革をひき起す。